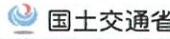


# 監理技術者資格者証と講習修了証の統合について

公益社団法人 日本建築士会連合会

## 1. 「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」が統合されます。

平成28年6月1日より、顔写真入りの「講習修了証」から修了履歴を印字した「修了履歴ラベル」と称するシールを交付し、そのシールを各自で資格者証の裏面に貼っていただく方法に変わります。

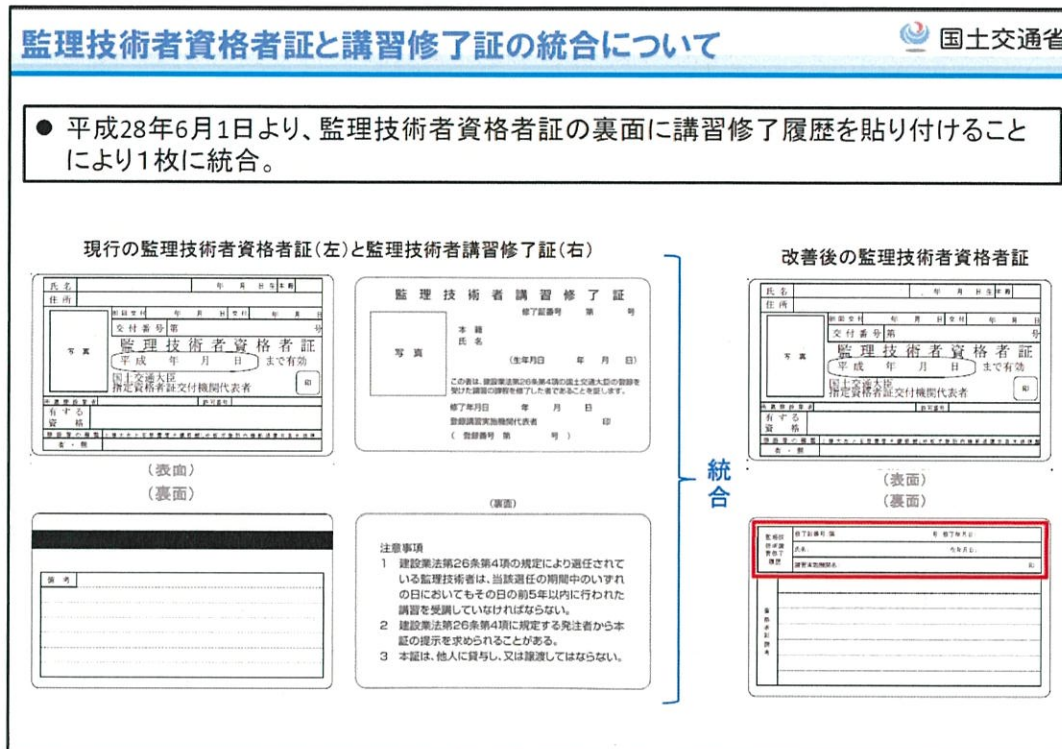
**監理技術者資格者証と講習修了証の統合について** 

● 平成28年6月1日より、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

改善後の監理技術者資格者証

**統合**



注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

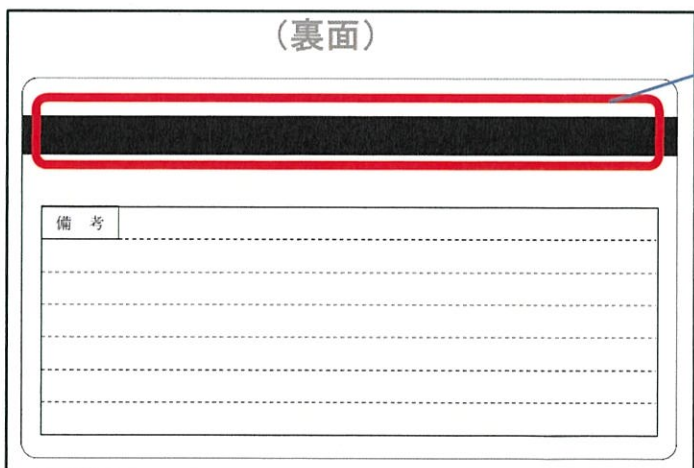
## 改正前の資格者証をお持ちの方が監理技術者講習を受講された場合の修了履歴ラベルの貼り方

修了履歴ラベルの交付は1枚ですので、貼り損じのないようご注意ください。

修了履歴ラベルの再交付には手数料500円と送料が必要になります。

### 【修了履歴ラベルに貼り方】

(裏面)



ここに貼ります

## 2. 「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了履歴ラベル」発行の流れ

資格者証は、各自で建設業技術者センターへ申請をして交付されますが、講習修了証は、監理技術者講習を受講した先の登録講習機関が交付をします。資格者証と修了証は別物で、交付の方法、発行先も異なりますので、資格者証の交付は、建設業技術者センターへ申請することが必要となります。申請方法の詳細等はセンターへお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

